法 0301-1800-02-付1

別表十八の二付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第1項(第 1号イ又は口に係る部分に限ります。) 若しくは第2 項から第6項まで(連結中間申告) 又は令第155条の 47第1項(連結中間納付額の調整)の規定の適用を受 ける場合に記載します。
- 2 前連結事業年度に措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額2」には、当該前連結事業年度の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- 3 「前 期 実 績 基 準 額 (別表十八の二付表二「4」)又は(3)×6 4 」

は、当該連結事業年度が最初の連結事業年度である場合には「又は(3)×6)」を消し、当該連結事業年度が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前連結事業年度の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。